

介護サービスを利用される被災者の皆さんへ

平成24年10月1日以降は、免除証明書（期限が有効なもの）をお持ちの方のみ、介護サービスの利用者負担の減免が受けられます。

1. 東京電力福島原発事故による避難指示区域等^(※1)の被保険者の方^(※2)は平成25年2月28日まで介護サービスの利用者負担の減免を受けることができます。

(※1) 警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点として設定されている4つの地域です。(過去に設定されていた場合も含みます。)

(※2) 震災発生後、他市町村へ転出された方を含みます。

2. 被保険者証に記載された住所が福島県の以下の町村の方は、引き続き平成25年2月28日まで免除証明書の提示は不要です。

町村名

広野町、楓葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

免除証明書に関してご不明な点があれば、お住まいの市町村の窓口にお問い合わせください。